

告 示

埼玉県告示第一号

埼玉県議会平成二十九年十二月定例会において議決された平成二十九年年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成29年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ789,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,869,946,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,833,248	109,801	2,943,049
	1 分担金	291,931	1,983	293,914
	2 負担金	2,541,317	107,818	2,649,135
9 国庫支出金		163,314,086	446,464	163,760,550
	2 国庫補助金	41,927,678	446,464	42,374,142
13 繰越金		636,677	1,944	638,621
	1 繰越金	636,677	1,944	638,621
15 県債		246,112,000	231,000	246,343,000
	1 県債	246,112,000	231,000	246,343,000
歳入合計		1,869,156,978	789,209	1,869,946,187

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		23,355,425	439,215	23,794,640
	5 農 地 費	8,809,041	439,215	9,248,256
11 災 害 復 旧 費		28,210	349,994	378,204
	1 民生施設災害復旧費		2,916	2,916
	2 農林水産施設災害復旧費	18,660	21,078	39,738
	3 土木施設災害復旧費	9,550	326,000	335,550
歳 出 合 計		1,869,156,978	789,209	1,869,946,187

第11款災害復旧費中第2項土木施設災害復旧費を第3項、第1項農林水産施設災害復旧費を第2項とし、第1項として民生施設災害復旧費を加える。

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費	5 農 地 費	かんがい排水事業費	439,215
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	電線地中化（道路）整備費	230,000
		社会資本整備総合交付金（維持）事業費	20,000
		社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	143,000
		道路改築費	70,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	636,000
		橋りょう修繕費	944,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	345,000
		橋りょう架換費	120,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業費	66,000

		放置船舶対策費	40,000
		河川改修費	210,596
		社会資本整備総合交付金（河川）事業費	1,960,209
	3 河 川 費	河川施設震災対策費	306,755
		川の国埼玉はつらっプロジェクト推進費	68,000
		砂防施設費	10,000
		社会資本整備総合交付金（砂防）事業費	60,000
		社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費	100,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
舗装道整備	平成30年度		1,076,000
道路環境整備	平成30年度		11,000
災害防除	平成30年度		10,000
道路安全施設	平成30年度		68,000
道路改築	平成30年度		140,000
橋りょう修繕	平成30年度		224,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業	平成30年度		100,000

排水機場等維持修繕	平成30年度	80,000
河川維持修繕	平成30年度	22,000
河川改修	平成30年度	131,000
川の国埼玉はつらつプロジェクト推進	平成30年度	40,000
砂防維持修繕	平成30年度	60,000

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（改築）事業	平成30年度から 平成31年度まで	570,000	平成30年度から 平成31年度まで	1,050,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	平成30年度	535,000	平成30年度	735,000
街路整備	平成30年度	115,000	平成30年度	265,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成30年度	130,000	平成30年度	600,000

第4表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	108,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	1,047,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,170,000		(補正前に同じ。)	